

「介護保険サービスに関する関係団体懇談会」提出資料

平成23年8月8日

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

公益社団法人日本認知症グループホーム協会の概要

■目的

公益社団法人日本認知症グループホーム協会(略称:日本GH協)は、認知症の人の尊厳の保持のもとに、住み慣れた地域で安心できる長寿社会の実現に向けて、認知症グループホーム事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的としております。

■沿革

- 平成10年5月 「全国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会」結成。
- 平成12年10月 NPO法人(特定非営利活動法人)取得。
「全国痴呆性高齢者グループホーム協会」となる。
- 平成17年10月 「全国認知症グループホーム協会」と改称。
- 平成21年3月 「一般社団法人日本認知症グループホーム協会(日本GH協)」を設立。
- 平成22年4月1日 「公益社団法人日本認知症グループホーム協会」となる。

■組織構成(平成23年6月末日現在)

会員数 :	正会員	1,826法人 (2,360事業所)
	準会員	72法人 (団体・個人)
	賛助会員	31法人 (団体・個人)

組織率 : 24.4%

役員 : 理事 : 18名 監事 : 2名

■事業内容

- グループホームにおけるケアサービスの質の確保、向上に関する調査研究及び指導
- 地域住民との協働による認知症ケアの相談及び普及啓発活動
- 認知症の予防から終末期ケアまでの幅広い領域での普及啓発活動
- グループホームに関する研修、指導及び支援
- グループホームの全国ネットワークづくりと情報収集及びその提供
- 機関誌その他グループホームに関する刊行物の発行
- 行政その他関係機関との連携、連絡、調整に関する事業他

認知症グループホームの将来ビジョン2010

将来ビジョンの前提：認知症グループホームが提供するケアサービスの基本的考え方

「高齢者は社会の「依存者」や「重荷」ではなく、文化や伝統の継承者として、また社会を豊かにしていく存在である。」 → 「高齢者の社会参加と活動支援」

認知症の人の社会生活支援とは何か　～「世話をする」から「生きることを支援する」へ～

① 地域社会生活の普遍

「地域社会生活は、高齢になっても、認知症になっても、なんら変わることなく営まれることであり、全ての人は、地域社会との関わりなしには存在しない」

② 認知症ケアの基本

「認知症グループホームは、①なじみのある自然や地域、②なじみのある人間関係、③なじみの家や物、④なじみの生活スタイルなどを大切にしながら、生活支援を中心とするケアにより、利用者のより良い状態を支えてきた」

③ 社会的生産性の可能性に向けて

「認知症の人のエンパワーメントの活用は、認知症ケアにおいて不可欠なもの」

④ 認知症の人の力・可能性・プロダクティブエイジングの実際

「認知症の人の力や可能性を活かした生活支援は、すでに多くの認知症グループホームで実践段階にある」

⑤ 適切な支援により、その人らしい暮らしの継続を支える

「不安を抱える本人の立場に立って、適切な援助と暮らしの環境を速やかに整えることで、症状改善につなげができる」

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 介護保険サービスに関する関係団体懇談会資料 2011.8.8 3

地域包括ケアシステムにおける認知症グループホームの役割・機能について

○地域ニーズの掘り起こし

- ・地域主権改革が進む中、地域住民の声を地域のケアサービスに活かすしくみづくりが重要である
- ・運営推進会議は、地域ニーズの掘り起こしや、地域連携力の強化を図る上で、有効な起爆剤となる

○地域の介護拠点としての価値を高める

- ・認知症グループホームは、地域からの支援を受ける存在としてだけでなく、地域との相互関係にあることが徐々に理解されはじめている
- ・各々の事業所が、地域の寄り合いどころや交流拠点となることで、地域に顕在化するさまざまな課題やニーズに気づき、必要なサービスや支援策につないでいくことができる

○認知症ケアの専門性の地域への還元

- ・数多くの実践経験にもとづく認知症ケアの専門性を、在宅介護の認知症の人やその家族に還元していくことは、地域包括ケアシステムにおける認知症グループホームの重要な役割となる
- ・既に多くの事業所が、地域住民からの認知症相談や近隣独居高齢者などへの声掛け・見守り活動、また、地域活動などに、積極的に取り組みはじめている

○在宅復帰支援の強化

- ・認知症グループホームは、利用者のエンパワーメントを引き出し、自己決定の支援、意欲創出、関係性支援などを通じて、一人ひとりの自己実現の実現を目指している
- ・こうした支援により、状態の改善が図られた利用者を、小規模多機能との連携や、家族支援、近隣住民との関係づくりで、在宅復帰につなげていくことが、今後の取組み課題である

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 介護保険サービスに関する関係団体懇談会資料 2011.8.8 4

今後に向けて望まれる制度上の配慮など

地域拠点としての役割強化や多機能化に向けて

- ① 認知症グループホームを地域の認知症ケア拠点として位置づけるとともに、その取り組みに積極的な事業者が評価されるような仕組みをお願いいたします。

評価の視点：積極的な運営推進会議の開催と活用、地域との共同防災訓練の実施状況、

地域行事への参加、ボランティア活動への参加、サービス評価などへの取り組み状況 等

- ② 認知症グループホームにおけるショートステイや共用型デイサービスの活用が促進されるよう、制度上の配慮をお願いいたします。

・開設後3年要件の見直し ・入居定員の枠外でのショートステイの実施

夜間勤務体制の強化について

- ③ 夜勤職員配置が安定的に行える所要の措置を講じた上で、1ユニット1名の夜勤職員配置を必置にしていただくようお願いいたします。

- ④ 上記に加えて、さらに手厚い夜間の職員配置を実施している事業所(2ユニットで3名配置等)への「夜間ケア加算」について、各事業所の算定が促進される所要の措置を講ずるよう、お願いいたします。

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 介護保険サービスに関する関係団体懇談会資料 2011.8.8 5

利用者の重度化への対応と看取りケアについて

- ⑤ 利用者の重度化について

利用者の重度化に伴い、約7割の認知症グループホームが「医療連携体制加算」を算定しており、医療ニーズにも一定の割合で対応しております。本人や家族の希望に応じて最期まで継続して支援することを目指す事業所も増えてきており、制度面からもそうした取り組みを下支えする仕組みの整備が望まれています。

- ⑥ 「看取り介護加算」について

認知症グループホームでの看取りの際、医療連携を伴う集中的なケアを要することから、「看取り介護加算」について、死亡日並びに死亡日前の数日間につきましては手厚い報酬上の配慮を要望いたします。

ケアの質の確保と地域密着型サービスの普及について

- ⑦ 認知症グループホームの面的整備について

今後も増加する認知症の人に対応すべく、高齢者の尊厳を支え、生活支援を中心とするケアサービスを推進するのであれば、更なる認知症グループホームの整備を促進することが必要です。

その際、利用者・家族が、事業所を選択でき、事業者間の競争原理が働くよう、日常生活圏域ごとの整備目標について配慮がなされることを要望いたします。

- ⑧ 認知症グループホームの指定基準並びに審査のあり方について

個々の事業所におけるケアの質は、経営者の「認知症ケア」に対する理解に負うところも大きく、その経営意識が認知症グループホームの運営や利用者の生活に大きく影響を及ぼします。当協会といたしましては、認知症グループホーム事業全般の質の底上げを図るべく、地域密着型サービスの指定基準、並びに審査のあり方について、認知症グループホーム事業者の質が担保されるような仕組みへの変更を要望いたします。

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 介護保険サービスに関する関係団体懇談会資料 2011.8.8 6

⑨ 認知症の人への柔軟な支援について

家族や身寄りのいない利用者においては、認知症グループホーム職員が業務範疇を超えて入院中の援助にあたっている実態があります。また、対応せざるを得ない利用者ニーズの中には、死亡後の葬儀やその後の手続きに関する支援も含まれます。こうした支援は、認知症グループホームでの利用者と職員との長い関わりの中で、ごく自然に、ごく当たり前に行われているものであり、こうした支援が実践できる事業所は家族や地域の評価も高いものとなっております。認知症グループホームは、利用者の生活の延長線上において、制度上には反映されない多様な支援に取り組んでいる実態があります。

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 介護保険サービスに関する関係団体懇談会資料 2011.8.8

7

当協会のこれまでの主な要望事項

・ 地域区分単価設定上の人件費比率の見直しについて

(平成21年1月13日厚生労働省老健局長宛「介護報酬改定に関する要望書」)

・ 地方分権に係る介護保険法等の改正に伴う人員・設備基準について

①日中3:1、夜間1名配置の堅守。

②ユニット数(1又は2)、居室定員(1人)、事業所の場所(地域との交流が確保される地域)を従るべき基準にする。

(平成22年8月11日内閣官房長官宛「地方分権に係る介護保険法等の改正に関する要望書」)

・ 認知症対応型共同生活介護の低所得者対策について

(平成22年10月22日厚生労働省老健局長宛「介護保険制度改革に関する要望書」)